

○青少年の雇用の促進等に関する法律第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示

(平成二十七年十一月二十四日)

(厚生労働省告示第四百四十六号)

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、同法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を次のように定める。



注

- 1 表示の中の数字に係る部分は、青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条に基づく認定を受けた年度を、西暦を用いて表すものとする。
- 2 色彩は、左側の葉は黄緑色、右側の葉は緑色、中央の丸は赤色、四角の枠は黒色、文字は青色とする。ただし、これらの色とすることが不適當な場合にあつては、全体として黒色としてもよい。